10　免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
受けようとする免許状の種類	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、附則第八項に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、前項に規定する機関において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭		
一種免許状	三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八
二種免許状	三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八

備考

一　第二欄の実務証明責任者は、附則第八項第一号に掲げる者にあつては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、同項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者とする。

二　第三欄に定める単位の修得方法は、第六条第一項の表に定める教職の意義等に関する科目二単位以上（教職の意義及び教員の役割並びに教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）に係る二単位以上を含む。）、教育の基礎理論に関する科目二単位以上（教育の基礎理論に関する社会的、制度的又は経営的事項に係る二単位以上を含む。）、教育課程及び指導法に関する科目三単位以上（教育課程の意義及び編成の方法に係る一単位以上並びに保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る二単位以上を含む。）並びに生徒指導、教育相談（幼児理解及び進路指導等に関する科目一単位以上を含む。）の理論及び方法に係る一単位以上を含む。）を修得するものとする。

三　この表により免許状の授与を受けようとする者が前号の規定により修得するものとされる科目の単位を修得したものであるときは、その者は、その修得した科目の単位を第三欄に掲げる単位数に含めることができる。

四　一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得することができる。

五　第三欄の単位数は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

六　前号に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験については、第四章、第五章、第五章の二、第六章又は第七章の規定を、第三欄に定める単位の計算方法については第一条の二の規定をそれぞれ準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第三項第二号の規定に基づき、免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月八日

文部科学大臣　下村　博文

免許状更新講習規則の一部を改正する省令

免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

第九条第二項第二号に次のように加える。

ハ　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。